

亀山市告示第120号

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住支援金交付要綱（令和2年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(支援金の交付対象者)</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>(イ) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。</p> <p>[(ウ) 略]</p> <p>[ウ 略]</p>	<p>(支援金の交付対象者)</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>(イ) 支援金の申請時において、転入後<u>3月以上</u>1年以内であること。</p> <p>[(ウ) 略]</p> <p>[ウ 略]</p>

(2) 就職に関する要件として、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める事項に該当すること。

ア マatchingサイトに掲載している求人により就職した者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

[ (ア) ~ (ウ) 略 ]

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

[ (オ) ~ (キ) 略 ]

イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マatching事業を利用して就職した者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

[ (ア) 及び (イ) 略 ]

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

[ (エ) ~ (カ) 略 ]

[ウ 略]

(3) 世帯に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

[ア~ウ 略]

エ 申請者を含む2人以上の世帯員の全てが、支援金申請時において、

(2) 就職に関する要件として、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める事項に該当すること。

ア マatchingサイトに掲載している求人により就職した者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

[ (ア) ~ (ウ) 略 ]

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

[ (オ) ~ (キ) 略 ]

イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マatching事業を利用して就職した者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

[ (ア) 及び (イ) 略 ]

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

[ (エ) ~ (カ) 略 ]

[ウ 略]

(3) 世帯に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

[ア~ウ 略]

エ 申請者を含む2人以上の世帯員の全てが、支援金申請時において、

転入後1年以内であること。  [オ 略]	転入後 <u>3月以上</u> 1年以内であること。  [オ 略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。